

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年3月7日(2025.3.7)

【公開番号】特開2023-146983(P2023-146983A)

【公開日】令和5年10月12日(2023.10.12)

【年通号数】公開公報(特許)2023-192

【出願番号】特願2022-54472(P2022-54472)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/04 (2012.01)

10

G 06 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/04

G 06 Q 50/10

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月27日(2025.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端末によって実行されるプログラムであって、

前記端末に対する前記端末のユーザによる入力に基づいて、前記端末の表示部に表示されるコンテンツの少なくとも一部に課金することに関する第1処理を前記端末の制御部によって行うことが前記端末によって実行される。

【請求項2】

請求項1に記載のプログラムであって、

前記端末のユーザによる入力に基づき前記コンテンツの少なくとも一部の情報を含む第1情報を前記制御部によって取得するための第1表示を前記表示部に表示することが前記端末によって実行され、

前記第1処理は、前記制御部によって取得された前記第1情報を基づき、前記制御部によって行われる。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載のプログラムであって、

少なくとも前記端末のユーザとは異なる第1ユーザによって課金された前記コンテンツの少なくとも一部に関する第2情報を前記端末の通信部によって受信することと、

前記第2情報を前記表示部に表示することが前記端末によって実行される。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記第1処理に基づき前記端末のユーザが課金した前記コンテンツの少なくとも一部への前記端末のユーザによる課金額を含む第3情報を前記表示部に表示することが前記端末によって実行される。

【請求項5】

請求項1から請求項4のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記端末のユーザによる課金額、または課金回数に基づく特典に関する情報を前記端末の通信部によって受信することと、

前記特典に関する情報を前記表示部に表示することが前記端末によって実行される。

40

50

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記端末のユーザが課金した前記コンテンツの少なくとも一部、またはその少なくとも一部に関連する部分の表示態様、または表示内容を変更する制御を前記制御部によって行うことが前記端末によって実行される。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記表示部に表示されたコンテンツを前記表示部に表示することに関する第 4 情報を前記表示部に表示することが前記端末によって実行される。

【請求項 8】

10

請求項 7 に記載のプログラムであって、

前記端末のユーザによる、前記表示部に表示された前記第 4 情報に対する入力に基づいて、前記コンテンツを最初から前記表示部に表示することが前記端末によって実行される。

【請求項 9】

請求項 1 から請求項 8 のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記表示部に前記コンテンツに含まれる一部分が表示された場合、前記端末に対する前記端末のユーザによる入力に基づいて前記第 1 処理を前記制御部によって行わず、前記表示部に前記一部分が再び表示された場合、前記端末に対する前記端末のユーザによる入力に基づいて前記第 1 処理を前記制御部によって行うことが前記端末によって実行される。

20

【請求項 10】

請求項 1 から請求項 9 のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記表示部に表示されたコンテンツの少なくとも一部への課金を促すことに関する第 5 情報を前記表示部に表示することが前記端末によって実行される。

【請求項 11】

請求項 10 に記載のプログラムであって、

前記第 5 情報は、少なくとも前記端末のユーザとは異なる第 1 ユーザによる課金に関する情報を含む。

【請求項 12】

請求項 1 から請求項 11 のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記端末のユーザが課金した前記コンテンツの少なくとも一部の一覧を前記表示部に表示することが前記端末によって実行される。

30

【請求項 13】

請求項 1 から請求項 12 のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記第 1 処理に基づき、前記端末と通信するサーバによって課金の決済が行われる。

【請求項 14】

端末の情報処理方法であって、

前記端末に対する前記端末のユーザによる入力に基づいて、前記端末の表示部に表示されるコンテンツの少なくとも一部に課金することに関する処理を前記端末の制御部によって行うことを含む。

40

【請求項 15】

端末であって、

表示部と、

前記端末に対する前記端末のユーザによる入力に基づいて、前記表示部に表示されるコンテンツの少なくとも一部に課金することに関する処理を行う制御部とを備える。